

諸外国の医療ADR
(医療裁判外紛争解決(ADR)機関連絡調整会議報告)

2013年3月7日

山本和彦

1 アメリカの医療ADR

- ・ 1970年代：医療訴訟の急増⇒医療過誤保険の危機⇒医療ADRの発展
- ・ スクリーニング・パネル
- ・ 仲裁 (arbitration)：カイザーの仲裁システム
2009年事件数 723件：23%が本人申立て、77%が弁護士代理、既済 792件(和解 47%、
仲裁判断 13%、取下げ 26%)、申立人に有利な判断 29%
平均審理期間：2007年 336日、2009年 357日
- ・ 調停 (mediation)
Cf. 医療機関における調停も増加

【参考文献】

- ・ 村松悠史「医療ADRの試みと医療訴訟の実務的課題」判時 2128号・2129号
- ・ 平野祐子「米国における医療訴訟の現状とADRの利用(下)」判タ 1337号

2 フランスの医療ADR

- ・ 2002年3月4日法：無過失補償制度を取り入れた医療紛争の処理制度
- ・ 偶発性医療リスクを救済する損失補償制度：最低損害基準(24%を超える永続的一部労働不能等)を超える損害について、医療機関の過失の有無にかかわらず補償
- ・ 紛争処理機関の一元化=CRCI (Commission Régionales de Conciliation et d'Indemnisation des accidents médicaux：医療事故調停補償地域委員会)
- ・ CRCIに対する補償の申立て⇒事前鑑定・書類審査⇒鑑定の実施⇒裁定(過失の有無、損害の程度)(不服があれば訴訟による)
- ・ 過失が否定された場合：ONIAMによる補償額の提示⇒患者の受諾=和解の成立
- ・ 過失が肯定された場合：保険会社に送付⇒裁定結果の受諾+患者の受諾=和解の成立、裁定結果の拒絶=ONIAMによる補償+保険会社に対する代位提訴
- ・ CRCIによる調停の可能性：最低損害基準を満たさない場合など
- ・ 申立件数：3615件(2009年)、4117件(2010年)、4279件(2011年)
- ・ 鑑定実施(3829件)、裁定(1310件)、調停申立て(271件)、審理期間(11.8月)(2011年)

- ・ 評価：大きな成功（医事関係訴訟も減少の傾向（大審裁判所）：2004年2006件、2006年1884件、2008年1711件、2010年1569件）

【参考文献】

- ・ 工藤哲郎「フランスにおける医事責任法の改正について」判タ 1176号
- ・ 我妻学「フランスにおける医療紛争の新たな調停・補償制度」都立大法学会雑誌 46巻 2号
- ・ 最高裁判所裁判迅速化検証検討会海外調査報告（未公開）

3 ドイツの医療ADR

- ・ 医師会の鑑定所（Gutachterstelle）
- ・ 申立て⇒他の当事者の同意⇒書面審理⇒鑑定の実施⇒当事者からの意見⇒判定：処理期間1年余（約16ヶ月（2010年バイエルン）、約13カ月（1999年北ドイツ））
- ・ 過失の有無・因果関係の有無について判定結果の提示（有責率30～33%）but 損害額の算定や調停は行われない：判定結果を受けて、患者、医師及び保険会社の三者間の話し合い
- ・ 申立件数（バイエルン州医師会鑑定所）：979件（2008年）、986件（2009年）、1023件（2010年）（全国では1万件余り）
- ・ 信頼性：当初は医師会による資金拠出等のため中立性に批判あるも現在は信頼が高い
＝理由：組織上の独立性、手続の透明性、鑑定の高さ、委員の構成の中立性（元裁判官・弁護士の関与）、医師によるかばい合いの意識の喪失等

【参考文献】

- ・ 岡崎克彦「ドイツにおける裁判外紛争解決及び法律相談制度の実情」判時 1724号・1726号
- ・ 我妻学「ドイツにおける医療紛争と裁判外紛争処理手続」都立大法学会雑誌 45巻 1号
- ・ 最高裁判所裁判迅速化検証検討会海外調査報告（未公開）

4 北欧の医療ADR

- ・ 患者保険に基づくADR
 - ◆ スウェーデン
 - 患者保険制度＝年間1万2千件の請求（6千件で補償）
 - 患者による請求についての保険会社の判断に不服がある場合：保険協会内の苦情委員会に対する苦情申立て⇒委員会の審理⇒委員会の判断は拘束力ないが、保険会社は尊重
 - 年間1100件程度の不服申立て：110件程度は患者の申立てを認容（訴訟は年

間 10 件程度)

◆ フィンランド

- スウェーデンと類似：補償手続はすべての保険会社が加入する患者保険センターで行われる
- 不服申立ては患者傷害委員会：年間 1200 件程度の不服申立て（平均審理期間は 6 月）、医療訴訟は年間 20～30 件

・ 国による補償手続

◆ ノルウェー

- 国の機関として N P E が設置（1988 年任意機関として設立、2003 年制度化）
- 補償金は（保険ではなく）国費による：直接の損害賠償請求訴訟は禁止（補償手続前置主義）
- 申立件数は年間 4000 件、3 分の 1 で患者の申立てを認容（決定まで 1～2 年）
- 不服申立て：患者障害補償委員会（保険省所管の機関）＝書面審理、裁定的判断（和解は行われない）：不服申立ては年間 1000～1400 件、認容率は 13% 程度、平均審理期間は 10～12 カ月

【参考文献】

- ・ 石井芳明「スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおける裁判外紛争処理の実情」判タ 1359 号

5 若干の感想

- ・ 保険との関係
- ・ 非拘束裁定型と調停型が中心（他には、仲裁型、拘束裁定（行政処分）型）
- ・ ADR 機関の構成
- ・ 有責率